

旅客自動車運送事業に係る安全体制の整備を求める意見書

本年1月15日午前1時55分頃、長野県北佐久郡軽井沢町の入山峠付近で、定員45名の大型観光バスがガードレールをなぎ倒し、道路脇に転落する事故が起きた。多くの方が死傷され、心から哀悼の意を表するものである。

この事故の背景には、国の規制緩和でバス事業への参入が免許制から許可制になるなど、業界の飽和、格安バス需要の急増による運転手不足、可処分所得の低い層を中心として、格安バスに対するニーズの存在と運賃値下げ競争、ドライバーに対する教育・経験の不足、長距離をひとりで運転することに対する過労など、労働者の労働環境、「発注側」たる企画会社が「下請け」たる運行会社に安価に委託する構図、バス車体の安全対策や構造上の問題など、様々な要因があると思われる。

については、貴職において、下記のとおり旅客自動車運送事業について、その輸送の安全性を確保し、利用者・乗務員の生命、身体の安全を守るための対策をただちに講ぜられるよう強く要望する。

記

- 1 バス事業への参入時・更新時の審査をより慎重かつ厳格に行うこと。
- 2 運転手不足及び運転手高齢化問題について、必要な対策を講ずること。
- 3 各事業所に対し、コンプライアンス徹底の指導を行うこと。
- 4 各自動車メーカーに対し、バス車体の安全性向上を依頼すること。
- 5 現行、昼間500km・夜間400kmとなっている一人での運転上限の見直しを検討すること。
- 6 労働者の過労について、その実態を調査し、所要の対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣・国土交通大臣・衆議院議長・参議院議長